魚津市こども計画策定支援業務委託仕様書

1. 委託業務名

魚津市こども計画策定支援業務委託

1. 業務の目的

本業務は、こども施策に関する事項を一体的に定めるものとして、令和８年度から令和11年度までの ４か年を計画期間とする魚津市こども計画を策定することを目的とする 。

魚津市こども計画は、こども基本法第10条に基づく「市町村こども計画」であり、策定にあたっては、国の「こども大綱」や国から示される指針、「富山県子育て支援・少子化対策に関する基本計画」やこども施策についての内容を勘案して作成する。

※現行の第３期魚津市子ども・子育て支援事業計画（以下、「第３期計画」）は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法第８条に基づく「市町村行動計画」、子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条に基づく「市町村計画」、 成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律第17条に基づく「母子保健を含む成育医療等に関する計画」を兼ね備えた計画となっている。今回策定する「魚津市こども計画」は、第３期計画を包含した上で、子ども・若者育成推進法第９条に基づく「市町村子ども・若者計画」を包含した一体的な計画とする。

1. 履行場所

魚津市が指定する場所

1. 委託期間

契約締結日から令和８年３月３１日まで

1. 業務内容

(１)国等の動向把握と情報提供

法律や制度の動向を把握し、計画策定に波及する可能性のある事案が生じた場合は、速やか市へ情報提供を行うとともに、計画案への反映方法の検討等に対応を行うこと。

また、他自治体の動向や取組事例等についても、必要に応じて市へ情報提供を行うこと。

(２)会議等の支援会議等の支援

魚津市子ども・子育て会議の開催（令和７年度は４回程度）にあたり、資料作成等の会議運営支援を行う。受託者は適宜オブザーバーとして出席（３回程度）し、必要な対応を行うとともに議事録を作成し、審議結果をその後の作業に反映させること。

〈会議 開催予定開催予定〉

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 開催日 |  | 出席 |
| 第１回 | 令和７年8月上旬 | 魚津市こども計画策定に向け実施するこども・若者アンケート調査ニーズ調査について説明 |  |
| 第２回 | 令和７年10月 | 魚津市こども計画に係るアンケート調査結果について魚津市こども計画素案について | ○ |
| 第３回 | 令和７年12月 | 魚津市こども計画修正案について | ○ |
| 第４回 | 令和８年２月 | 魚津市こども計画最終案について | ○ |

(３)計画書および概要版のデータ作成

確定した計画については、計画書の本体及び概要版のデータを作成すること。なお、計画書は本編と別冊に分け、個別の具体的な取組内容は別冊とし、毎年度の見直しに対応できるものとすること。作成にあたっては、こどもや一般市民に広く伝わる親しみやすいデザイン・レイアウトなど工夫すること。

1. 成果品

成果品については、以下に掲げるデータを収めたDVDを提出するものとする。なお、データはすべて、Ａ４判サイズで印刷できるものとし、汎用性のあるソフトMicrosoftWord、 MicrosoftExcelを使用して閲覧及び修正が可能な形式を用いること。また(3)及び(４)についてはその都度提出すること。

※データ及び電子ファイルについて、特に定めのない場合、文書はWord、数値データ・グラフ等はExcelにより作成する。

(1)魚津市こども計画

(2)魚津市こども計画概要版

(３)計画策定会議資料（議事録含む）

(４)業務打ち合せ記録及び打ち合わせに使用した資料等

1. 業務実施体制

(1)窓口担当者を選定すること。

(2)業務に応じた効率的・効果的な事業実施体制を整えること。

(3)業務管理や情報管理の体制を整えること。

1. 報告及び協議

本業務の遂行にあたっては、市に進捗状況を随時報告し、必要に応じて適宜協議するものとする。

1. 再委託

受託者は、本業務の全部又は主要部分を一括して第三者に再委託してはならない。ただし、本業務の一部の委託について、市に確認の上、承諾を得た場合はこの限りではない。

1. 成果の帰属及び機密保持

(1)本業務における成果及び資料に関する著作権及び所有権はすべて市に帰属するものとし、委託者の許可なく公表、貸与、複写及び他の目的に使用してはならない。

(2)受託者は、個人情報保護に関する法律等の法令を遵守し、業務上知り得たことについては、いかなる場合も第三者に漏えいしてはならない。

1. その他

(1)成果品に誤りや不備が発見された場合は、委託期間完了後であっても当市が必要と認める訂正、補足及びその他必要な作業を、受託者の責任において無償で行うものとする。

(2)業務を適切かつ円滑に遂行するため及び本仕様書に記載されていない事項について、市又は受託者が必要と認める場合、適宜協議する。